

脱プラスチック問題の解決に向けた政策動向

理事研究員 堀内芳彦

1 野心的なマイルストーン

2019年5月に地球規模の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の課題解決に寄与するため、「プラスチック資源循環戦略」が閣議決定された。この戦略では3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)) + Renewable(再生材・再生可能資源の利用)を基本原則に、目指すべき方向として、「30年までにワンウェイ(使い捨て)プラスチックを累積で25%排出抑制」など、18年6月のカナダG7サミットで提起された「海洋プラスチック憲章」の目標を上回るような野心的なマイルストーン(第1表)が設定された。

この背景には、日本が同憲章に署名せず内外から批判を浴びたなかで、19年6月のG20大阪サミットの議長国として、主要テーマとなる海洋プラスチック問題の対策をまとめる必要に迫られたことや、17年末に中国が廃プラスチック(以下「廃プラ」)の輸入を禁止したことがある。

2 現状の廃プラ処理は60%が熱回収

19年の日本の廃プラ総排出量は850万tで、85%

が有効利用され15%が単純焼却や埋め立てに回っている。有効利用の内訳はマテリアルリサイクル(廃プラを原料としてプラスチック製品に再生)22%、ケミカルリサイクル(廃プラを化学原料として再生)3%、サーマルリサイクル(ごみ焼却熱発電等での熱回収)60%である(第1図)。

09年と比較すると廃プラ総排出量は7%減少した。これは廃プラ問題への対策として、プラスチックの3Rを進めてきた成果である。

一方、有効利用率は10%向上しているが、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルの利用率は変わらず、サーマルリサイクルが10%上昇した。この要因としては、マテリアルリサイクルでは単一素材のペットボトルの再生利用は進んでいるが、高機能性や利便性から多種類の素材で作られた製品は選別・洗浄に手間がかかるうえ、再生材の品質が劣化する等の問題がある。また、ケミカルリサイクルは、設備投資額が大きいことやプラント設置場所が限定され輸送コストが高くなる等の問題がある。このため、埋立用地に制約があるなかで、ごみ処理施設の高性能化が進められ熱回収利用が増加した。

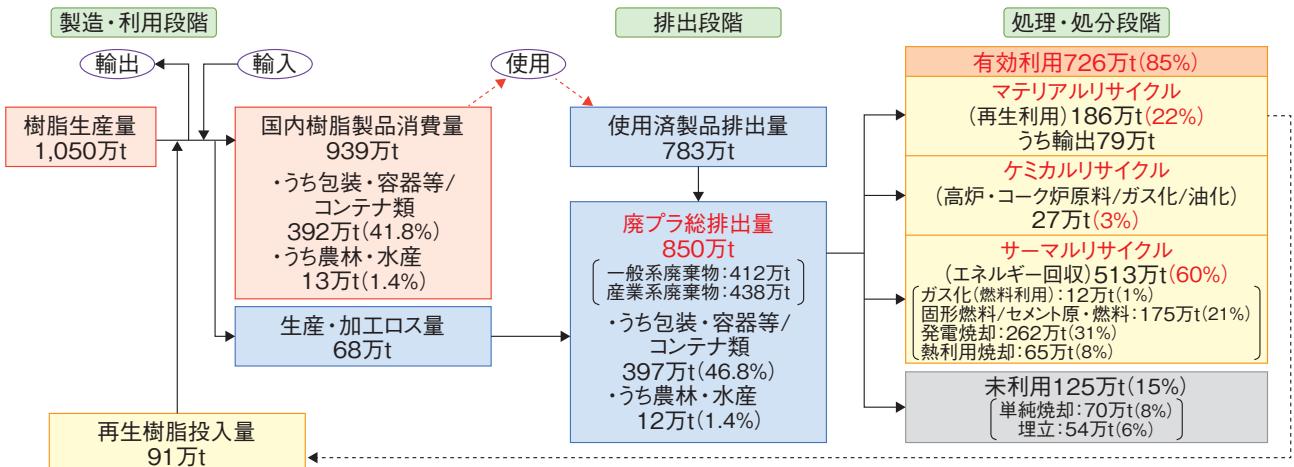
第1表 プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

マイルストーン	(参考)海洋プラスチック憲章の数値目標
<リデュース>	
①30年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制	ワンウェイプラスチックの不必要的使用を大幅削減
<リユース・リサイクル>	
②25年までにリユース・リサイクル可能なデザインに	30年までに100%がリユース・リサイクル可能に
③30年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル	30年までに容器包装の55%をリユース・リサイクル
④35年までに使用済プラスチックをリユース・リサイクル等により100%有効利用	40年までに全てのプラスチックを100%回収
<再生利用・バイオマスプラスチック>	
⑤30年までに再生利用を倍増	30年までにリサイクル素材の割合を50%増加
⑥30年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入	(数値目標なし)

資料 環境省ほか「プラスチック資源循環戦略(19年5月)」、G7シャルルボワサミット「海洋プラスチック憲章(18年6月)」

(注) 数値目標に基準年は設定されていない。

第1図 プラスチック製品・廃棄物・再資源化フロー(19年)



資料 プラスチック循環利用協会「2019年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」
(注) 数量と%は四捨五入の関係で合計と一致しない場合もある。

国連環境計画が18年6月に公表した『シングルユース・プラスチック』によると、14年の日本のプラスチック製容器包装・製品ごみの一人当たり年間排出量は世界第2位の32kgである。廃プラの60%が熱回収という焼却処理に回っていることが、こうしたワンウェイプラスチックの大量廃棄につながる大量生産・大量消費の状況を許しているとの指摘もある。

3 環境配慮設計と消費者の行動変容を促進

上記のマイルストーンは、従来の大量生産・大量消費のあり方の抜本的な見直しを目指す内容である。マイルストーン達成に向けた具体的な施策については、産業構造審議会・中央環境審議会合同会議が21年1月に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を取りまとめ、22年度施行を目指し「プラスチック資源循環促進法」として法制化の手続きが進められている。

そのなかで主な施策の第一に挙げられ、最も重要なのが「リデュースの徹底」である。

具体的には、ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の排出抑制を促進するため、製造事業者には、軽量化やリユース・リサイクル可能性な製品設計、代替素材(バイオマスプラスチック、紙等)の活用等を図るべく環境配慮設計の基本的事項を整理した指針を策定し、

これを踏まえた事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化を促す。

その際に、従来の環境配慮設計の主な配慮要素である3Rや環境負荷低減に加えて、新型コロナウィルス感染拡大の影響で衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されていることも踏まえた対応が必要としている。食品容器でいえば保存機能を一層強化して、賞味期限を延長させ食品ロス削減=廃プラ削減につなげる等の対応が挙げられる。

また、消費者に直接の接点を持つ小売・サービス事業者等には、カトラリーなどのワンウェイプラスチック製容器包装・製品について、消費者への利用の意思確認の徹底、提供方法の工夫や軽量化したものの提供等を通じた過剰な使用の削減や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示すとともに、これを踏まえた取組みを行うことを求め、消費者の行動変容を促す。

20年8月に(公財)旭硝子財団が実施した『第1回日本人の環境危機意識調査』によると、「20年7月のレジ袋有料化で環境問題への意識・行動変化があった」との割合が74.3%となっている。施策による消費者の行動変容への効果がうかがえる結果であり、上記施策の制度設計とその展開が注目される。

(ほりうち よしひこ)